

第2章



# 第2次基本計画の総論



第1節 基本計画の概要

第2節 施策の体系

第3節 都市づくりの目標

# 第2章 第2次基本計画の総論

## 第1節

### 基本計画の概要

#### 1 基本計画の目的

本市では、平成12年12月に21世紀の都市づくりの指針となる基本構想を定めました。基本構想では「水と緑の人間都市」を基本理念に、目指す都市の姿として「誇りがもてる美しい都市久留米」「市民一人ひとりが輝く都市久留米」「地力と風格のある都市久留米」の3つの都市像が示されました。

本計画は、この基本構想を実現するた

めに、平成13年度からの最初の10年間に実施する施策・事業を定めた「第1次基本計画」を、平成17年2月の久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の広域合併を機に見直し、旧1市4町の合併協議会で策定された「新市建設計画」を踏まえた、新生・久留米市の都市づくりの基盤となる基本計画として策定するものです。

#### 2 基本計画の性格

これからの都市づくりは、旧1市4町で蓄積されてきた人材、文化、産業などの地域資源・地域特性を有機的に連携・活用・融合し、都市としての新たな集積と魅力を高める、新しい都市づくりに取り組む必要があります。新基本計画はそ

のための指針となるものであり、新市の住民、事業者、団体、行政が共有化し、協働して取り組む、都市づくりの地域社会計画です。

#### 3 基本計画の期間

第2次基本計画の計画期間は、平成17年2月合併後の10年間の計画期間とする「新市建設計画」

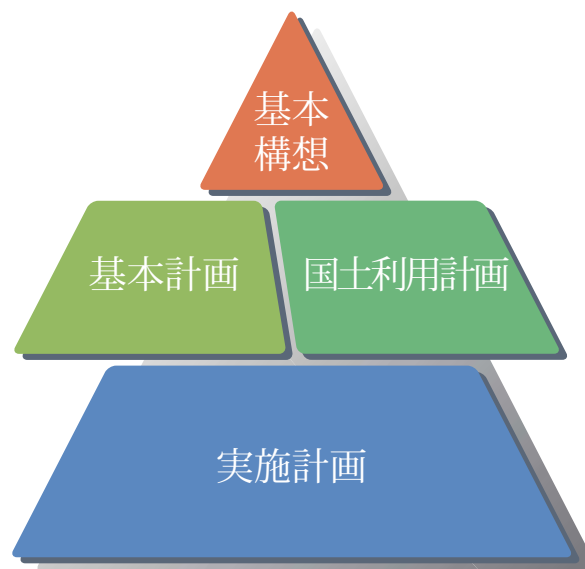
と同じ期間（平成17年度～平成26年度）とします。

#### 4 基本計画の位置付け

第2次基本計画が計画期間とする西暦2014年度(平成26年度)までの10年間は、国と地方のあり方、官と民の関係をはじめとして、国づくりのあり方が劇的に変化する時代となることが予想されます。西暦2025年度を目標年次とし、都市づくりの構図を転換し、新しい久留米の姿を志向する基本構想期間の中でも、こうした劇的な環境変化に適切に対応した都市づくりを進める非常に大

切な時期となります。

このことを踏まえて、第2次基本計画を合併の実現から一体的な都市形成を行うための環境整備と新たな都市づくりの枠組みを確立し、これらをベースに都市を構成する市民と行政が新しい躍動の時代に向かって協働して歩みを進める「新たな躍動への始動期」と位置付けます。



##### (1) 基本構想

「基本構想」は、本市のまちづくりの最も基本的な指針として、まちづくりを進めていくための基本理念や目標を示すものです。基本構想の期間は、2001年度（H13）から2025年度（H37）までのおおむね25年間です。

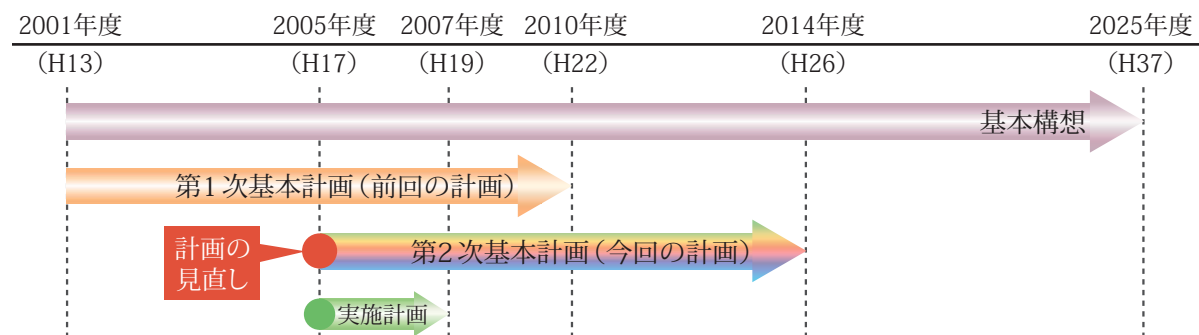
##### (2) 基本計画

「基本計画」は、基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示すものです。期間は2005年度（H17）から2014年度（H26）までの10年間とします。

##### (3) 実施計画

「実施計画」は、基本計画に示した基本的施策を行政が具体的に実施するため財政計画と連動した計画です。実施計画の期間は3年間です。

※久留米市では、「国土利用計画」も総合計画の構成に加えています。



## 5 基本計画と財政制約

今回の基本計画について、一層厳しい財政状況となることが予想されるとともに、長期的な財政見通しが難しい状況にあります。このため、財政的な担保性、確実性の観点から、計画期間の「前期5カ年」と、「後期5カ年」で設定する事業等の取扱いを明確に区分します。

「前期5カ年」で計画する事業等は、一定の財政見通しの上に設定したものであり、

実施計画を策定・ローリングする中で具体化を図ります。

「後期5カ年」で計画する事業等は、財政状況や財政制度改革など、不確定要素が多く長期的な財政見通しが難しい中で設定するものであり、現時点では財政的な裏付けが不確実な状況です。具体化については財政的視点からのさらなる検証が必要です。

## 6 基本計画の基本視点

今回の基本計画においても、新たな都市づくりの構図である「協働性」と、市民が期待する将来の都市の姿を実現するための重要な課題について、総合的な視

点から最も効果的な施策を選択する「戦略性」を基本視点とし、施策展開の中でも重視します。

## 1 都市づくりの構図の転換

市民主体の都市づくりの確立を目指します。「市民と行政の協働」を、都市を創り上げるための基本システム・基本方法として定着・確立を図ります。

### ①市民が躍動する都市づくり

都市を構成する市民・企業・団体などが互いの個性や違いを認め合いつつ、自らを磨き、個性を伸ばし、躍動することが都市活力の源泉となります。多様多様な市民の力が発揮できる都市づくりを促進します。

### ②スリムな行政への転換

行政は徹底した行財政改革により、機能的でスリムな行政へ自己改革を進めつつ、市民との信頼関係を築き、市民の力を活かし、共に考え、行動できる行政へと転換します。

### ③新たな公的空間の形成（市民と行政の協働）

地域コミュニティやNPO等が主体となって公的サービスを担うことができる仕組みづくりを促進します。

## 2 重要課題と戦略性

都市を取り巻く環境変化を踏まえた次の都市づくりについて、戦略的な視点から施策展開の中で重視します。

### ①新市としての一体的な都市づくり

広域合併を踏まえ、一体的な都市づくりを行うことが新市づくりの土台となります。そのため、旧1市4町の多様な特性を活かし、各々の地域の個性や機能を確立しながら一体となって機能充実を図るクラスター型の都市形態と、相互に機能を補完し合うネットワーク型を目指した都市づくりの推進を図ります。

そのため、地域特性や個性を尊重しつつ「新市建設計画」に基づく「主要事業」や、「地域振興基金活用事業」を実施し、新市の一体性の速やかな確立や均衡ある発展を図ります。

### ②都市の個性や魅力を活かす中核都市づくり

これからの本市の生き方として、都市の個性や魅力、優位性を活かし、九州・アジアに開かれた中核都市づくりが求められています。

本市の都市個性として「水」と「緑」、優位性として「九州のクロスロード」、経済活力として「医療」や「バイオ」「農業資源」などを活かし、都市の新たな活力と魅力として結実する中核都市づくりを、継続的かつ一貫して進めることが必要です。計画期間中には中核市への移行と「九州新幹線鹿

児島ルート」の開業が予定されており、これらを活かした都市づくりを推進します。

### ③アジアに開かれた学術研究都市づくり

「知の時代」を迎える中で、大学等の学術研究機能は、新たな技術革新や創意・工夫の源泉としての役割が大いに期待されています。本市には5つの高等教育機関、4つの公的研究機関等の集積があり、大学等の地域展開と「バイオ」「医療」「農業」など本市の特性を活かした学術研究都市づくりを推進します。

### ④一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

人口減少社会や少子高齢社会に対応し、子どもから高齢者まで、また障害者も健常者も、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます。特に次代を担う子どもたちの健やかな育ちと教育を地域や社会全体で支える仕組みづくりや、高齢者、障害者の健康づくりと生活機能の向上、団塊の世代の社会的な活動の場づくりなどを重視します。

### ⑤21世紀の都市づくり

人と自然と都市の共生を目指す都市づくり、モビリティと暮らしの質を重視したコンパクトな都市づくり、人口減少社会や少子高齢社会への対応など時代潮流に柔軟かつ的確に対応した都市づくりを進めます。

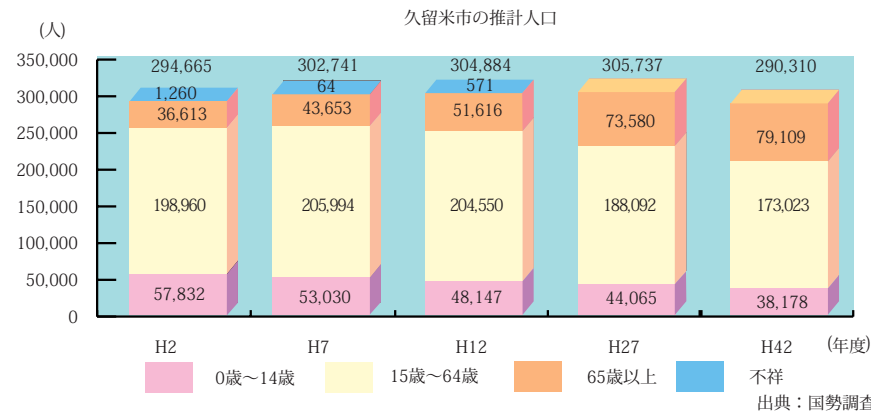
## 7 基本計画の区域

基本計画の区域は、基本的に久留米市の行政区域です。しかしながら、本市が佐賀県東部地域を含む福岡県南部地域の拠点都市としての役割を担うことから、久留米広域圏を基本に、広域的視点に立って計画を策定します。

## 8 基本計画の人口

基本計画の策定及び展開に当たって、国立社会保障・人口問題研究所の平成15年12月推計による西暦2015年の人口305,737人を参考とし、本計画の実

施によって人口の社会動態の減少が解消すると想定し、西暦2014年（平成26年度）の人口を310千人とします。



H27・H42の数値は、人口問題研究所による推計値。また、H17国勢調査速報値は、人口306,439人。

## 9 基本計画の進行管理

### 1 政策評価制度

新総合計画の進行管理システムとして導入した政策評価制度の趣旨・目的を踏まえ、行政評価制度として基本計画の進行管理に取り組みます。目指す都市の姿の実現状況を把握するた

めの「まちづくり評価制度」と、具体的な事務事業の取組状況や成果の達成度を評価する「事業等評価制度」により運用します。

### 2 実施計画による進行管理

基本計画で示す基本的な政策を行政が具体的に実施するため、実施計画を策定します。実施計画の期間は、基本的に3年程度とし、基本計画期間10

年を3期に分けることを基本とします。（前期3年、中期3年、後期4年を想定しています。）

## 10 基本計画の構成

第2次基本計画は、基本計画見直しの経過と都市を取り巻く環境を示す序論と、計画全体や都市づくりの目標を示す基本計画総論、さらに目指す都市の姿を実現する施策などを示す基本計画各論より構成します。

基本計画各論では、まず新総合計画基本構想の目指す都市の姿を実現するための「基本的な方向」を掲げ、次にその都市の姿を実現する施策の柱・方向ごとに、その「展望と課題」、課題を解決するに当たっての「主要な取組視点」、具体的な「施策体系」、施策体系に対応した「施策の内容」、「施策推進のための主な事業」として、戦略的に展開する「戦略事業」と、新市建設計画において新市建設のため必要かつ多大な効果を発現する事業のうち、旧4町の主な「主要事業」により構成しています。

なお、この「主要事業」は、「新市建設計画・実施計画」に則り、今後事業の見直しも想定され

ますが、これについては「実施計画による進行管理」の中で、弾力的に見直すこととします。

また、基本計画の期間は10年であり、この間に取り組み事業は、

- ①前期5カ年で主に取り組む事業
- ②後期5カ年で主に取り組む事業
- ③10カ年を通じて取り組む事業

があります。

「戦略事業」について、事業名称に\*を付している事業は、前期5カ年で主に取り組み、後期5カ年には事業成果を期待する事業です。

\*標記のない戦略事業は、10年間を通じて取り組む事業及び後期5カ年で主に取り組む事業です。

本計画に示されたグラフ等は、原則として旧1市4町のデータを合計した数値を久留米市の数値としています。